

一般社団法人日本フロアボール連盟

役員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第5章の規定に基づき選出される役員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 役員とは、本連盟の運営、事業を統括し執行するための業務を司るものとす。

(選任)

第3条 「役員候補者選考規程」に従い、役員候補者選考部会が推薦し、社員総会の承認を経て選任されるものとする。

(任期)

第4条 役員の任期は定款31条に規定されたものとする。連続しての再任については、理事は5期10年、監事は2期8年を限度とする。

(資格)

第5条 役員とは登記上の理事、執行役員、会計、監事をいう。
本連盟役員は都道府県連盟役員と兼務することはできない。

(就任年齢及び定年)

第6条 就任時の年齢は23歳以上とする。
70歳を迎えた任期の満了をもって定年とする。
但し「会長」「監事」は、75歳を迎えた任期の満了をもって定年とする。

(役員の役職)

第7条 役員は以下の役職を分掌し、それぞれの職務を担う。

| | | |
|------------|----------|--|
| ① 会長 | 1名 | 本連盟の運営を統括する |
| ② 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し不在の場合は職務を代行する |
| ③ 専務理事 | 1名 | 本連盟の業務執行を統括する |
| ④ 常務理事 | 若干名 | 専務理事を補佐し不在の場合は職務を代行する (部門統括) 部門統括として部門の業務を統括する |
| ⑤ 総務委員長 | | 本連盟の総務を統括する |
| ⑥ 財務委員長 | | 本連盟の財務を統括する |
| ⑦ 広報委員長 | | 本連盟の広報を統括する |
| ⑧ 國際委員長 | | 本連盟の国外事業を統括する |
| ⑨ 事務局長 | | 本連盟の事務局業務を統括する |
| ⑩ フロアボール部門 | 強化委員長 | フロアボールの強化を統括する |
| ⑪ フロアボール部門 | 普及委員長 | フロアボールの普及を統括する |
| ⑫ フロアボール部門 | 指導・審判委員長 | フロアボールの指導・審判を統括する |
| ⑬ フロアボール部門 | 大会運営委員長 | フロアボールの大会運営を統括する |
| ⑭ ネオホッケー部門 | 普及委員長 | ネオホッケーの普及を統括する |
| ⑮ ネオホッケー部門 | 指導・審判委員長 | ネオホッケーの指導・審判を統括する |
| ⑯ ネオホッケー部門 | 大会運営委員長 | ネオホッケーの大会運営を統括する |
| ⑰ 会計 | | 本連盟の会計業務を担当する |
| ⑱ 監事 | 若干名 | 本連盟の業務並びに会計を監査する |

(役員会)

- 第8条 年間計画に従い「役員会」を開催し、本連盟の運営、業務執行に関して協議決定、承認等を行う。役員会は会長が招集し、役員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。承認事項については出席者の過半数をもって可決する。役員会は対面式を基本とするが、Webでの開催、参加を認める。Web参加する役員は所定の手続きをもって参加できるものとする。

(除名)

- 第9条 役員が次の各項のいずれかに該当すると判断された場合、役員会の議決により、これを除名することができる。
また、当該役員から第三者への資格の継承はできない。
- (1) 本連盟規程等に違反した場合。
 - (2) 第11条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
 - (3) 故意、過失を問わず、本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合。

(守秘義務)

- 第10条 役員は役員として知り得た本連盟の非公開情報を役員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

- 第11条 役員は以下に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為。
 - (2) 他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
 - (3) 本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用及び改ざん行為。
 - (4) その他、本連盟が不適切と判断する行為。

(損害賠償)

- 第12条 本連盟の責に帰さない活動において、役員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、役員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該役員に対して相当の損害賠償の責務を行う。

(役員の個人会員登録)

- 第13条 役員規程第3条にて選任された役員は、年度ごとに所属する団体会員として個人会員登録を行う。その際、本連盟が会員規程第6条に定める競技区分「B」の個人会員の登録を行い、会員規程第7条に定める会費を納入しなければならない。

(その他)

- 第14条 役員に事故があるときまたは欠けたとき、及び役員会・総会・本連盟の事業に参加出来ない事が多い場合は、任期満了まで各役職の副担当がその職務を代行し、任期満了以降は役員として職務を実行する。

(変更)

- 第15条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 2025年4月1日改正